

財務会計システム インボイス制度改正対応版のご案内

今回のリリース内容は...
 適格請求書等保存方式（インボイス制度）
 に対応！
 消費税申告書等の様式改正、請求区分の追
 加を始め、顧問先管理から申告書出力まで
 幅広く改正強化をおこないます。

e-PAP 財務会計（顧問先経理）システムの税制改正対応・機能強化をおこないました。
 別紙注文書にて、是非ご購入ください。リリース日、税制改正・機能強化内容等は以下の通りです。

リリース
予定日

適格請求書等保存方式（以降、インボイス制度と記載）対応のシステムと
 消費税申告書等の様式改正対応のシステムを、段階的にリリースいたします。

① **1次版（インボイス制度対応）：財務会計システム【Ver.R05.1】**

ダウンロード 令和5年8月28日 DVD 令和5年8月31日

② **2次版（消費税様式改正対応）：財務会計システム【Ver.R05.2】**

令和5年11月上旬（電子申告システムも同日リリース、
 財務会計、顧問先経理 Pro ユーザーに無償提供します）

※今後の改正情報、開発状況に応じて、追加リリースをおこなう場合があります。

※e-PAPクラウドご利用のお客様には、メール・お知らせ情報でリリース予定をお知らせします。

インボイス制度とは

令和5年10月に開始される「インボイス制度」とは、消費税の仕入税額控除に関する新しい
 制度です。

インボイス制度により、請求書や領収書等の様式が変更になるだけでなく、顧問先がインボイ
 スを発行するためには、事前に『適格請求書発行事業者』の登録が必要となります。

また、顧問先が取引先から受領したインボイスを適正に会計処理することなども求められます。

税制改正内容


顧問先経理、クラウド経理では一部ご利用いただけない機能強化があります（○：ご利用可、×：ご利用不可）

改正内容		顧問先経理			クラウド経理		
		Pro	Super Std.	Light	Pro	Plus	Basic
財務会計	課税仕入について、適格請求書発行事業者分及び 免税事業者分を区分できるように対応 🔍	○	○	○	○	○	○
	インボイス制度 経過措置、特例への対応 🔍						
	① 課税期間の途中であっても登録日から課税事業者 になることができる経過措置 ② 帳簿のみ保存の特例 ③ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減 措置〈少額特例〉 ④ 免税事業者からの課税仕入に係る経過措置 ⑤ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 〈2割特例〉（※2次版対応）	○	○※1	○※1	○	○※1	○※1
	税込経理方式による経理処理をおこなっている場 合でも「積上げ計算」で計算できるように対応 🔍	○	○	○	○	○	○

🔍がついた対応内容は、ピックアップして3頁以降で詳細を説明しています。

※1 消費税申告書等での対応が必要となる制度についてはご利用いただけません。

改正内容の続きは次ページへ

改正内容		顧問先経理			クラウド経理		
		Pro	Super Std.	Light	Pro	Plus	Basic
財務会計	消費税申告書等の様式改正対応（※2次版対応）	○	×	×	○	×	×
	消費税管理資料 インボイス制度対応（※2次版対応） ① 事業区分別消費税内訳表 ② 消費税科目別集計表 ③ 消費税税額計算書 ④ 消費税科目内訳明細書	○	○ ※2	○ ※2	○	○ ※2	○ ※2
	PC会計データ取込において、インボイス制度に対応した会計パッケージのデータ取込に対応（※2次版対応）	×	×	×	○ ※3	○ ※3	○ ※3
	 : オプション機能 適格簡易請求書（簡易インボイス）のAI-OCR読取に対応	○	○	○	○	○	○
共通	顧問先基本情報 消費税 「適格請求書等事業者情報」の項目を追加	○	○	○	○	○	
電子申告	消費税申告書等の様式改正対応（※2次版対応）	○	×	×	○	×	×

※2 ③消費税税額計算書はご利用いただけません。
※3 顧問先ライセンス（クラウド版）ではご利用いただけません。

機能強化内容

機能強化内容		顧問先経理			クラウド経理		
		Pro	Super Std.	Light	Pro	Plus	Basic
財務会計	仕訳伝票入力において、摘要欄への補助名称転記の機能を見直し（重複転記の防止）	○	○	○	○	○	○

※ 財務会計システム【Ver.R05.1】をセットアップすると、以下の機能に使用制限がかかります。ご注意ください。（メニューボタンがグレーアウトされます。）

- ① 02 仕訳入力・月次処理 → 34 仕訳伝票ベリファイ
- ② 03 消費税管理処理 → 71 消費税計算方法別比較表出力
- ③ 03 消費税管理処理 → 72 消費税額予測表出力
- ④ 13 特別処理 → 42 仕訳辞書税率変更
- ⑤ 15 プロジェクト原価管理処理 → 49.課税業者へ変更時の消費税額算出

ご面倒おかけしますが、システムの対応が完了するまでお待ちください。
対応時期は、別途ご案内いたします。

課税仕入を適格請求書発行事業者分／免税事業者分で区分

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。インボイス制度の下では、区分記載請求書に代えて「インボイス（適格請求書）」などと帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者からおこなった課税仕入に係る消費税額を控除することができなくなるため、区分して仕訳を管理し、消費税計算をおこなう必要があります。

●財務会計システムでの対応

仕訳伝票入力において「適格請求書発行事業者からの課税仕入」「免税事業者等からの課税仕入」を区分できるように、令和5年10月以降の仕訳入力をおこなう場合の「請求書等有無区分」を変更し、「請求書等有無区分」に従って仕入税額控除の計算をおこないます。

勘定科目、補助科目、摘要に「請求書等有無区分」を登録していただくと、仕訳に自動入力されます。毎回「請求書等有無区分」を変更する必要がなくなり、便利です。

Point

インボイス制度の「請求書等有無区分」対応

- 1：適格請求書あり
- 3：帳簿のみ保存の特例（4頁参照）
- 4：80%控除対象（5頁参照）

請求書等有無区分	
0	請求書なし
1	適格請求書あり
2	課税仕入以外の取引
3	帳簿のみ保存の特例
4	80%控除対象
9	不明

※ 開発途中の画面イメージとなりますので、実際の画面とは異なる場合がございます。

【補助科目情報登録・訂正】抜粋

コード	補助科目名称	請求区分
001	株式会社インボイス	1:あり
002	免税サンプル商店	4:80控
003	個人 太郎	3:特例

科目、補助、摘要に事前登録

【仕訳伝票入力】抜粋

月	日	借方				貸	
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力
10	1	712				111	現
		001			(株)インボイス		
			税込 10%	40	あり		税外 0%

仕訳に自動入力!

インボイス制度 経過措置、特例への対応

① 課税期間の途中であっても登録日から課税事業者になることができる経過措置

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中において、令和5年10月1日後に登録を受ける場合には『適格請求書発行事業者の登録申請書』に登録希望日を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について消費税の申告が必要となります。

●財務会計システムでの対応

基本情報登録_消費税処理設定において、適格請求書発行事業者の登録日前・以降それぞれの消費税処理の設定をおこなえるようにします。

登録日より前は免税での仕訳伝票入力、登録日以後は課税での仕訳伝票入力が可能です。

また、消費税エラーチェック、消費税計算内訳表チェック等についても、登録日から自動判断して、課税期間についてのみ実施されるよう対応します。

② 帳簿のみ保存の特例

インボイス制度の下では、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされますが、請求書等の交付を受けることが困難である取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

● 財務会計システムでの対応

仕訳伝票入力において「請求書等有無区分」で「3：帳簿のみ保存の特例」を選択した場合、対象となる取引名称をガイドから選択して「帳簿のみ保存の特例」欄に入力できるように対応します。

【仕訳伝票入力画面】抜粋

月日	借方				摘要			
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付加
10	1	737	旅費	交通費	1	00	出張旅費／サンプル商店訪問	
			税込	10%	40		出張旅費等特例	

対象となる取引(ガイド選択)

帳簿のみ保存の特例

- +0 公共交通機関特例
- +1 出張旅費等特例
- +2 自動販売機特例
- +3 回収特例
- +4 郵便切手等特例
- +5 質屋特例
- +6 古物商特例
- +7 再生資源等特例
- +8 宅地建物特例

入力した取引名称は、仕訳日記帳、総勘定元帳などの帳簿に出力されます。

総勘定元帳								[混 在]			
								科目: 737 旅費 交通費			
5年	伝票	相	手	科	目	摘	要	消費	借	貸	残
月日	No.	補	助	目	目			区分等	方	方	
10.1	2111	現		金		出張旅費／サンプル商店訪問		込* 10%特	22,000 (2,000)	出張旅費等特例	

Point

摘要欄の文字数を減らすことなく、取引名称を記載できるように対応

※開発途中の画面イメージとなりますので、実際の画面とは異なる場合がございます。

③ 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

少額の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満の課税仕入れが適用対象です。

基準期間における課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が適用対象者となります。

経過措置を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までです。

● 財務会計システムでの対応

会計チェック、検索元帳等において、課税仕入について金額が1万円未満／以上の検索指示を追加します。経過措置を適用できる仕訳か否かチェックすることができます。

「電子インボイス」「デジタルインボイス」とは？

インボイス制度の説明において、よく見かける単語ですが、それぞれ異なる仕組みのインボイスです。当社では、以下の通り区分けしています。

電子インボイス：PDFなどのデータで受け取ったインボイスを、データのまま保存したもの

デジタルインボイス：インボイスをPeppol（※）により電子データ化したもの

※ ペポル：電子文書をネットワーク上でやり取りするための世界標準規格

今回の【インボイス制度改正対応版】では、電子インボイスの会計処理に対応しています！

デジタルインボイスについては、今後対応を検討してまいります。

④ 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置

インボイス制度開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで …… 仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで …… 仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

● 財務会計システムでの対応

仕訳伝票入力において「請求書等有無区分」で「4:80%控除対象」（または50%）を選択した場合、経過措置に従って仕入税額控除の計算をおこなうよう対応します。

また、金額列を3段で表示します。上段に「請求書等に記載された請求額（総支払額）」を入力すると、中段と下段に「80%（または50%）を乗じた消費税額」と「税抜額」が表示され、金額の確認をおこなうことができます。

【仕訳伝票入力】抜粋

月日	借方					金額
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額
10	1	712	仕		入	11,000
		002	免税	サンプル	商店	10,200
		税込	10%	40	80控	内 800

Point

- 請求書等有無区分を色分け表示！（②帳簿のみ保存の特例も同様）
- 金額を3段表示することで、入力しながら経過措置の適用を確認可能！

⑤ 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）（※2次版対応）

インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書等発行事業者として課税事業者になった場合、仕入税額控除の金額を「特別控除税額」（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間です。

2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

● 財務会計システムでの対応

2割特例を適用しての申告に対応します。（2次版対応予定）

税込経理方式で入力している場合の「積上げ計算」に対応

インボイス制度における仕入れ税額の計算方法は、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出する「請求書等積上げ計算」が原則となります。

【仕訳伝票入力】抜粋

金額	
消費税額	
	11,000
内	999

● 財務会計システムでの対応

請求書等に記載された消費税額に訂正できるように、消費税額の上書入力に対応します。

※開発途中の画面イメージとなりますので、実際の画面とは異なる場合がございます。

- 【インボイス制度改正対応版】は消費税の大規模改正のため、保守対象外となります。財務会計保守、ソフト更新権付き許諾（基本セット、財務会計システム）を契約されているお客様につきましても、通常価格（EF会員価格、一般会員価格）でのご提供となります。
※別途、保守対象となる財務会計システム機能強化版を令和6年3月にリリース予定です。
また、DVD自動発送はございませんので、DVDまたはダウンロードでのご購入をお願いします。

- 顧問先に対しても、有償でのご提供となります。
データ通信対応版（無償）のご提供はありません。
顧問先とデータ通信を実施される場合、事務所・顧問先共に【Ver.R05.1】にバージョンアップが必要です。必ず顧問先分もご注文ください。※有償商品のため、顧問先からはダウンロード購入できません。

**【インボイス制度改正対応版】をご購入されない場合、
今後リリースされる財務会計（顧問先経理）システムはセットアップができません。
必ずDVDまたはダウンロードでのご購入をお願いします。**

e-PAP財務会計システム

購入媒体	EF会員価格	一般会員価格	近々購入価格	クライアント料	ご注文方法
ダウンロード	66,600円	99,900円	0円	4,000円/台	ご注文は不要です
DVD	74,000円	111,000円	10,000円	4,000円/台	別紙の注文書でご注文ください

e-PAP顧問先経理システム

エディション	購入媒体	EF・一般会員価格	近々購入価格	クライアント料	ご注文方法
Pro	DVD	111,000円	10,000円	4,000円/台	別紙の注文書で ご注文 ください
Super Std.		57,000円			
Light	1～5枚	6～10枚	11～20枚	21枚目以降 (追加本数)	
	10,000円/枚	8,500円/枚	7,750円/枚	1000円/枚	

- 価格はすべて税別、送料別です。
- ご購入金額の総額（税別）が2万円以上の場合は送料無料、1万円～2万円未満の場合は450円、1万円未満の場合は580円かかります。（近々購入者の媒体価格は、送料込みの価格設定です。）
- 近々購入価格は、令和5年5月以降に新規でご購入いただいた方が対象になります。

DVD媒体のご注文は別紙にて



◀ そのほか、インボイス制度に関する概要については、国税庁のインボイス制度公表サイトも合わせてご確認ください。